

令和5年6月9日

美作市長 萩原誠司様

美作市上下水道事業経営審議
会長



上水道区域及び簡易水道区域の水道料金統一について（答申）

令和4年11月18日付美作水道第307号により貴職から意見を求められた、上水道区域及び簡易水道区域の水道料金統一について下記のとおり答申します。

記

1 上水道区域及び簡易水道区域の水道料金統一について

本審議会は、諮問を受けた水道料金統一について、令和4年8月22日から令和5年5月22日の期間中、4回にわたり慎重に審議しました。

初めに、水道事業と簡易水道事業の経営状況を比較すると、上水道事業では収支の均衡が取れているが、簡易水道事業では収入に対し支出が上回り、一般会計の繰入金に依存する経営状況で有りました。

次に、両区域とも水道法に定められた水質基準に基づき適正な管理運営のもと清浄で同レベルの水道水を供給していることから、使用者にとって利便性は同等であると考えられます。

以上のことを踏まえ、本審議会は今後の安全・安心な水道水の安定供給及び水道事業の安定経営に向けた水道料金統一について審議した結果、両区域間の公平性・妥当性や両事業収支の影響を考慮して、料金格差をなくすことが望ましいと考え、簡易水道料金を上水道料金に統一することが適切であるという結論に達しました。

上水道区域及び簡易水道区域の水道料金統一については、料金改定により使用料金が增加する簡易水道地域に対し緩和措置を設け、段階的な料金改定に努めて下さい。審議会の意見として、令和6年4月に1回目の改定を行い、基本料金を現行の税抜960円から税抜1,140円に増額し、令和7年4月に2回目の改定を行い、超過料金を現行の税抜135円から税抜190円に増額し、上水道料金と統一することを提案いたします。